

松本市役所広告付き行政情報モニター設置・運用業務事業者募集要領

松本市では、市有財産に広告付き行政情報モニター（以下「モニター等」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。この募集に参加される方は、本募集要領の内容をご確認のうえ、お申込みください。

1 公募の目的

松本市では、市有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、より効果的な行政広報の推進と市民サービスの向上を目的として、モニター等設置・運用業務事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者のいずれでもないこと。
- (4) 法人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと、個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 他の地方公共団体において実績を有していること。
- (7) 仕様書に示す内容を履行できる者であること。

3 業務内容及び設置場所等

(1) 事業内容

モニター等を設置するための市有財産の賃貸借（設置事業者が、モニター等を設置するとともに、モニター等への広告主を募集し、広告を掲載するもの）

(2) 設置場所

- ア 松本市丸の内3番7号 松本市役所本庁舎エレベーターホール
- イ 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎市民ロビー入口
- ウ 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎市民ロビー壁面

(3) 仕様

別紙「松本市役所広告付き行政情報モニター設置・運用業務仕様書」のとおり

4 募集条件等について

(1) 貸付期間

令和元年11月1日から令和5年3月31日まで(41カ月)更新なし

ただし、市が公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は設置事業者(借受者)が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除することがあります。

(2) 貸付料

採用された応募価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額をもって年額貸付料とし、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

ただし、貸付期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、決定額を日割計算するものとします。

(3) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等、貸付に伴い管理上必要とする経費は、設置事業者の負担とし、貸付料とは別に通知するところにより納入してください。

電気料金については、設置事業者がカタログ等により申告する消費電力量を基に算出します。

また、モニター等の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とします。

(4) 規格等

別紙「松本市役所広告付き行政情報モニター設置・運用業務仕様書」のとおり

モニター等で放映する内容は、市役所で行われる会議等の行事案内と、行政情報及び広告とします。

(5) 維持管理責任

ア 設置事業者は、広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去その他モニター等の維持管理については、自らの責任と負担において行うとともに、常に適切な在庫・補充管理を行うこと。なお、モニター等が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。設置事業者の損害について、市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わないこと。

イ 設置事業者は、モニター等の設置に当たっては、自らの負担により転倒、落下防止等の必要な安全措置を行うこと。転倒、落下等による事故が発生した場合は、設置事業者が一切の責任を負うこと。

ウ 定期的に点検等保守業務を行い維持に努めるほか、モニター等の故障、問い合わせ及び苦情等については、全て設置事業者の責任において対応すること。

(6) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了した場合には、速やかに原状回復してください。なお、

設置事業者は、市に対し、原状回復に要した費用、モニター等の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(7) 禁止事項

ア モニター等を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

イ 市が承諾する場合を除き、モニター等を設置に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

5 応募方法

(1) スケジュール

	項目	日程
1	募集要領の公表（公告）	令和元年9月2日（月）
2	仕様書等の質問受付	令和元年9月2日（月）から 令和元年9月6日（金）まで
3	質問等に対する回答	受付後、ホームページにて回答します
4	公募の受付	令和元年9月9日（月）から 令和元年9月20日（金）まで
5	設置事業者決定	令和元年9月27日（金）

(2) 仕様書等に対する質問等

仕様書等に対する質問等は、次により文書で行ってください。

ア 提出場所

住所 〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市役所 契約管財課 管財担当

E-mail keiyaku@city.matsumoto.lg.jp

イ 提出期間

令和元年9月2日（月）から令和元年9月6日（金）17時15分（必着）まで

ウ 質問書の書式

任意様式（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。電話、FAXによる受付は行いません。

オ 質問書に対する回答

受付後、松本市ホームページに掲載します。

(3) 応募の申込

仕様書を必ずご確認ください。

ア 提出書類

(ア) 応募価格提案書（様式第1号）

- (イ) 誓約書（様式第2号）
- (ウ) 業務実績書（様式第3号）
- (エ) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (オ) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
- (カ) 国税の納税証明書（納税証明書の種類「その3の2又はその3の3」）
- (キ) 松本市税の納税証明書等（本市に納税義務がある場合は納税証明書（業者登録申請用の納税証明書）本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第4号））
- (ク) 会社概要（パンフレット等）
- (ケ) 財務諸表（過去3箇年の決算財務諸表）

イ 提出部数

各1部

全て原本を提出してください。（証明書は発行後3カ月以内のものに限ります。）

ウ 見積金額

応募価格提案書の実額価格は年額とし、税抜き金額（見積り金額の110分の10に相当する額）を記入してください。法令の改正により、消費税及び地方消費税の税率の変更があったときは、貸付料を変更するものとします。

なお、貸付期間に1年未満の端数があるときは、決定額を日割計算します。

エ 提出期間

令和元年9月9日（月）から令和元年9月20日（金）17時15分（必着）まで（松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に定める日を除く毎日8時30分から17時15分の間受け付けます。）

オ 提出方法

持参又は郵送により提出してください。電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

カ 提出先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市役所 契約管財課 管財担当

6 設置事業者の決定

(1) 設置事業者の決定方法

応募資格を満たすと認められた者が提出した応募価格提案書の実額価格（貸付料年額）が、本市が設定した予定価格以上の金額で、最高価格の提案者を設置事業者に決定します。この際、参加者の立会いは求めないものとします。

なお、採用となるべき同価格を提案した者が二者以上あるときは、後日応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を決定します。

(2) 無効の応募価格提案書

次の各号のいずれかに該当する応募価格提案書は、無効とします。

- ア 応募資格のない者が行った申込
- イ 同一人が見積った2通以上の応募価格提案書全部
- ウ 応募者が協定して見積ったもの
- エ 提案書に金額のないもの
- オ 金額を訂正し、訂正印のないもの
- カ 記名、押印のないもの
- キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- ク 申込期間中に応募価格提案書が到達しなかったもの
- ケ その他、別紙「募集要領」に規定する条項に違反したもの

(3) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき、若しくは災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

(4) 設置事業者の決定日

令和元年9月27日(金)

7 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者(決定者のみ)へ書面で通知するとともに、松本市ホームページに決定金額及び設置事業者名を掲載します。

8 契約の締結

設置事業者は、決定通知の到着後、別途市が指定する期日までに次の書類を提出してください。

- (1) 市有財産貸付申請書
- (2) 設置するモニター等機器の仕様がわかるもの(寸法、消費電力等が分かるもの)

9 設置事業者決定の取消し

次の事項に該当した場合、設置事業者の決定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

10 その他

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 設置事業者は、モニター等の設置・運用業務の実施にあたり、記載のない事項等で疑義がある場合は、市と誠実に協議するものとします。